

地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の上乗せ交付分の概要

1 上乗せ交付分の規模

300 億円

2 対象事業等

	タイプⅠ	タイプⅡ
対象事業及び基準	1 事業分野 (1)人材の育成・確保のための事業 (2)ブランド化・販路開拓等を行う事業 (3)観光資源の開発等を行う事業 (4)コンパクトシティに関する事業 (5)小さな拠点に関する事業 (6)プレミアム商品券等と連携する事業 2 事業の仕組み (1)ビッグデータ等により事業設計されている (2)地域における連携体制が整備されている (3)KPI が整合的で、PDCA が整備されている 3 先駆性 (1)ワンストップ化を目指す事業 (2)複数の地方公共団体が連携する事業 (3)民間事業者の自立性を目指す事業 (4)地域住民等との事業実施体制を伴う事業	<u>平成 27 年 10 月 30 日までに、以下の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合</u> (1)アウトカムベースにより適切な KPI が設定されていること (2)外部有識者等を含めた検証機関により KPI の検証が行われるものであること (3)地方版総合戦略の策定・見直しについて、住民や産官学金労言等との連携体制を備えていること
対象事業の取扱	(1)基礎交付分と同様に、<u>ソフト事業を中心とすること</u>。 (2)<u>建設地方債対象事業は交付金の対象としない</u>。ただし、ソフト事業と合わせて実施することで KPI の向上が見込まれる施設整備事業は対象とする。 (3)<u>備品購入費については対象とするが</u>、KPI 等の十分な向上に資するよう留意されたい。	
交付申請	市区町村 2 事業まで <u>上限額 3～5 千万円</u> を目安	<u>上限額 1 千万円</u> を目安
提出期限	実施計画提出期限 8/31 交付決定 10 月下旬	実施計画提出期限 8/14 交付決定 10 月下旬
その他	既に基礎交付分の対象となった事業も申請を行うことは可能である。それに伴い、基礎交付分の対象であった事業が上乗せ交付分の対象となった場合には、基礎交付分に係る実施計画の調整を行う。当該手続は上乗せ交付分の交付決定後に行い、詳細は別途連絡する。	